

# ICT・サービス関連企業の進出に対する助成

START

**静岡県**で事業展開したい！

静岡県を知られば  
考えが変わるかも!?

NO

YES

静岡県に**新たな事業所**を設置する

静岡県内  
どこでもOK!

進出をサポートしますので、ご相談ください！

業種

● **情報通信業**

ICT、マスコミ、  
アニメーション制作  
など

● **専門・技術サービス業\***

デザイン、経営コンサルタント、広告 など

● **職業紹介・労働者派遣業**

その他

\*一部対象外業種あり

次のいずれかである

- ソフトウェア業
- 情報処理・提供サービス業
- インターネット附随サービス業

**高度ICT技術者**

1名以上配置できる  
(県外からの転入など一定の条件あり)

**常勤**の従業員等を  
1名以上配置できる

**3年以上継続的に**  
事業を行う計画

**1年以上継続的に**  
事業を行う計画

静岡県内に  
**既存事業所がない**

1

**高度ICT人材確保事業**

最大 **2,180**万円補助

〔賃借料・通信料・人件費：3年間  
改修費：1回〕

2

**ICT・サービス関連企業進出事業**

最大 **510**万円補助

〔賃借料・通信料：1年間  
改修費：1回〕

静岡県 総合政策課  
TEL：054-221-2362

詳しくは  
こちらを  
check!



# 1 高度ICT人材確保事業

産業イノベーション推進課 TEL: 054-221-2609  
sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp

ICT人材の確保のため、新たに県内にICT関連事業所を開設する企業を対象とした助成制度

## 要件

- ① 県内に新たに設置した事業所においてICT活用サービス業\*<sup>1</sup>等を行う企業
- ② 高度な知識及び技術を有するICT技術者\*<sup>2</sup>を配置すること
- ③ 県内で継続的に3年以上事業を行う計画を有すること

\*1 ICT活用サービス業…「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「インターネット附随サービス業」

\*2 高度情報処理技術者試験合格者など（情報処理安全確保支援士、ITストラテジスト等）

対象経費	補助率・上限額		詳細
	通常	ICT交流拠点あり*	
賃借料	1/2 年300万円	2/3 年400万円	事務所の建物の賃借料   3年間
通信料	1/2 年60万円		インターネット利用料   3年間
人件費	年200万円		高度ICT技術者の賃金又は報酬 (諸手当含む)   3年間
改修費	1/2 150万円	2/3 200万円	賃借する建物の改修費 (100万円以上の場合に限る)   1回

※ ICT交流拠点（ICT技術者の交流促進や一般への理解促進につながる施設）を整備した場合。

# 2 ICT・サービス関連企業進出事業

総合政策課 TEL: 054-221-2362  
frontier@pref.shizuoka.lg.jp

若者・女性に魅力ある雇用を創出するため、県内に新たな事業所を開設する県外のICT・サービス関連企業を対象とした助成制度

事業開始日から1年以内に  
高度ICT技術者を配置できたら  
「高度ICT人材確保事業」へ変更申請可

## 要件

- ① 申請時、県内に事業所を持たない県外企業
- ② 県内に新たに設置した事業所においてICT・サービス関連業\*等を行う企業
- ③ 常勤役員又は常勤被雇用者を配置すること
- ④ 県内で継続的に1年以上事業を行う計画を有すること

\* ICT・サービス関連業…「情報通信業」「学術研究・専門・技術サービス業」「職業紹介・労働者派遣業」（一部対象外）

対象経費	補助率・上限額	詳細
賃借料	1/2 年300万円	事務所の建物の賃借料   1年間
通信料	1/2 年60万円	インターネット利用料   1年間
改修費	1/2 150万円	賃借する建物の改修費 (100万円以上の場合に限る)   1回

静岡県での事業開始日の2か月前を目安に御相談ください。